

松戸市病院事業制限付き一般競争入札の実施について

松戸市立総合医療センター 事務局 経営課

次のとおり制限付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び松戸市病院事業会計規程（昭和43年松戸市病院事業規程第5号）第93条の規定により公告する。

記

- 1 事業名称 松戸市立総合医療センター地域連携業務委託
- 2 事業場所 松戸市立総合医療センター
- 3 履行期間 令和6年9月1日 から 令和7年3月31日 まで
- 4 事業概要 地域医療連携の強化により地域の医療提供体制の確保に寄与するとともに、持続可能な病院経営の実現に向けた医業収益の拡大を図る。
- 5 予定価格 非公開
- 6 最低制限価格 設定無し
- 7 事業担当部課 松戸市立総合医療センター 事務局 経営課
担当課長名 川嶋 英一
連絡先：047-712-0675
- 8 事業所の適正化に向けて
 - (1) 入札に係る契約を締結するに足る能力を有していること。
 - (2) 業を営むにあたり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること。
 - (3) 業務履行中のトラブルの対処に係る能力及び体制が整っていること。
 - (4) その他
 - ア 事業実態の調査・確認をさせていただくことがあります。なお、事業所の営業活動の実態等が適正でないと明らかになった場合には、契約を解除もしくは入札参加資格を抹消することがあります。
 - イ 誓約書の提出について
事業所の適正化について、指定の誓約書を提出すること。
- 9 入札参加資格要件
 - (1) 令和6・7年度松戸市委託入札参加業者資格者名簿に登載され、「大分類13

医療・医事・給食」に登録があること。

- (2) 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準(昭和62年松戸市訓令甲第1号)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地域要件なし。
- (4) 過去10年以内に国又は地方公共団体等で当該発注業務と同等の履行実績を有すること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の改札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。
 - イ 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者。
 - ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者。
 - エ 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者。
 - オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者。
 - カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札参加申込をすることはできない。
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者。

10 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 申請期間

公告の日 から 令和6年8月19日正午 まで
(土曜日、日曜日及び祝日(「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第187号))を除く。)

(2) 申請時間

午前9時 から 午後5時 まで(最終日は正午まで)

(3) 提出場所

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀993番地の1
松戸市立総合医療センター3階 事務局 経営課

(4) 提出書類

ア 松戸市病院事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書
(指定用紙)

イ 事業所の適正化に向けた誓約書(指定用紙)

ウ 特定関係調書(指定用紙)

※指定用紙は松戸市病院事業ホームページからダウンロードすること。

(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/index.html>)

エ 配置予定技術者の資格証等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係(3か月以上)を示す書類(原則として健康保険被保険者証)の写し

オ 実績を証する書類の写し(契約書の該当部分、事業内容の記載部分)

カ 使用印鑑届兼委任状の写し(千葉県電子自治体共同運営協議会の共同窓口に提出し、松戸市契約課の受付印が押されたもので、申請区分が「委託」となっているもの。)

キ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内の法人市民税又は市・県民税、固定資産税の納税証明書の写しを提出すること。

※松戸市税を完納していない場合、入札参加の申請はできない。

ク その他入札参加資格要件を満たすことを証明するために必要と認める書類

(5) 提出部数 1部

11 競争参加資格確認通知

競争参加資格確認通知については、令和6年8月20日に発送する。

12 契約条項等を示す場所

(1) 契約条項及び設計図書等を示す場所

松戸市病院事業ホームページ

(<https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/mch/nyusatsukeiyaku/index.html>)

(2) 設計図書等を示す期間

令和6年8月13日 から 令和6年8月19日正午 まで

(3) 設計図書等の入手方法

松戸市病院事業ホームページからダウンロードすること。

(4) 設計図書等に関する質疑方法

設計図書等に関し質疑のある場合は、下記により質疑を提出すること。なお、質疑がない場合であっても電子メールのアドレスを書き質疑提出先メールアドレスまで送信すること。

ア 質疑提出期間

令和6年8月13日 から 令和6年8月19日正午 まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市立総合医療センター 事務局 経営課
mcbyouinkeiei@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和6年8月21日 午前9時 までに回答する。
(質疑がない場合は回答しない。)

13 入札手続等

本事業の入札は郵便入札とし、入札参加資格者の立会いを求めず、当該入札に係のない職員を入札立会人に指定して入札を執行する。

- (1) 開札日時 令和6年8月30日 午後3時
- (2) 開札場所 松戸市立総合医療センター3階 入札室
- (3) 郵送及び持参場所

松戸市立総合医療センター3階 事務局 経営課

※郵送及び持参ともに提出期限は、令和6年8月30日 午後2時まで

※郵送の場合、一般書留郵便、簡易書留郵便もしくは特定記録郵便で郵送とする。

※直接持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び祝日(「国民の祝日に関する法律」(昭和23年法律第187号))を除き、最終日は午後2時まで。)

14 入札保証金

入札に参加する者の見積もる契約金額(税込み)の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき
- (2) 過去10年以内において本事業と同種の公共事業を1件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

15 支払条件

- (1) 支払い方法は、毎月業務完了検査合格後、毎月支払うものとする。
- (2) 前払金 無
- (3) 部分払 無

16 入札書に記載する金額

年間総額金額とする。(消費税及び地方消費税の額を含まない)

17 契約保証金

契約金額(税抜)に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に松戸市病院事業を被保険者とする履行保

証保険契約を締結したとき。

- (2) 契約の相手方が過去2年間に市、国若しくは公団、公庫等の政府関係機関若しくは他の地方公共団体又は公立・公的病院と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、本事業の契約を確実に履行するものと認められるとき。ただし、本事業の契約が契約金額300万円以上の請負金額(工事又は製造の請負金額にあつては、500万円以上)である場合は、この限りでない。

※公告日前日から過去2年間に上記契約を履行した実績を証する書類の写し(契約書の当該部分、事業内容の記載部分)を添付すること。

- (3) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

18 入札の中止

- (1) 入札の執行は、松戸市病院事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市病院事業は、その賠償の責を負わないものとする。

19 入札の無効

松戸市病院事業会計規程第99条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 同一事項の入札について他の入札参加者の代理人若しくは復代理人を兼ね、又は2人以上の代理人若しくは復代理人となった者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 予定価格を超える入札
- (5) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加 制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (6) 明らかに連合であると認められる入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

20 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 2人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、くじにより落札者を決定する。

21 落札価格の決定

落札決定に当たっては、入札金額に記載された金額を当該金額とする。(消費税及び地方消費税の額を含まない)。

22 入札に係る問い合わせ先

松戸市立総合医療センター 事務局 経営課

電話番号 :047-712-0675

FAX :047-712-2512